

## 株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に規定する書類)

2026 年 10 月 30 日  
ジャパニース株式会社

2026 年 10 月 30 日

株式交換に関する事前開示書類

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号

横浜ランドマークタワー18F

ジャパニマス株式会社

代表取締役会長兼社長 西川 三郎

当社は、株式会社 **dotsline**（以下「**dotsline**」といいます。）との間で、2026 年 10 月 29 日付で締結した株式交換契約に基づき、2026 年 11 月 26 日を効力発生日（予定）として、当社を株式交換完全親会社とし、**dotsline** を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は次のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

**dotsline** の株主に対してその株式に代えて交付する当社の株式の数又はその数の算定方法の定め相当性に関する事項は、別紙 2 のとおりです。

本株式交換に際して当社の資本金及び準備金の額に変動はありません。当社は、当社の資本政策の観点から、上記の事項が相当であると判断しております。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項

(1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

別紙 3 のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類

等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ロ）  
該当事項はありません。

- (3) 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ハ）

dotsline は、金融機関から、2026 年 1 月 30 日付で、6000 万円の借入を受け、2026 年 9 月 30 日までに全額を返済しました。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 金融機関からの借入、担保設定

当社は、下記のとおり、各金融機関から借入を受けました。

記

- ・株式会社みずほ銀行 : 2,500 万円（借入日：2026 年 3 月 31 日）
- ・株式会社三井住友銀行 : 5,000 万円（借入日：2026 年 3 月 31 日）  
2 億円（借入日：2026 年 10 月 30 日）
- ・株式会社三菱 UFJ 銀行 : 2,500 万円（借入日：2026 年 6 月 12 日）
- ・株式会社横浜銀行 : 5,000 万円（借入日：2026 年 3 月 31 日）  
10 億円（借入日：2026 年 10 月 30 日）

② 株式会社コプロテクノロジーの SES 事業の承継

当社は、2026 年 3 月 27 日付で、株式会社コプロテクノロジーより、求人サイト「ベスキャリ IT」を主軸とした IT 技術者の派遣及び準委任契約を伴う SES（システム・エンジニアリング・サービス）事業を、同社を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割の方式により承継しました。

③ dotsline の株式取得

当社は、2026 年 10 月 30 日付で、松本祐輝及び佐野亮太郎から dotsline の発行済株式総数のうち 9,312 株を取得しました。

④ 自己株式取得

当社は、2026 年 7 月 6 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得に係る事項として、取得対象株式を当社普通株式 120,000 株（上限）、株式の取得価額の総額を 200,000 千円（上限）、取得期間を同月 7 日から同年 11 月 30 日、取得方法を東京証券取引所における市場買付とすることを決議し、同年 10 月 29 日現在、同取締役会決議に基づき、当社普通株式 51,100 株を 99,711,800 円にて取得しました。

6. 株式交換の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

## 株式交換契約書

ジャパニマス株式会社（以下「甲」という。）と株式会社 dotsline（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として、会社法第 2 条第 31 号の定める株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うものとし、同法第 767 条の定める株式交換契約として本契約を締結する。

### 第 2 条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：ジャパニマス株式会社

住所：神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号  
横浜ランドマークタワー18F

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社 dotsline

住所：東京都中央区築地 2-11-10  
築地中央ビル 6 階

### 第 3 条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 11 月 26 日とする。ただし、株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は、松本祐輝及び佐野亮太郎の書面による事前の同意を得た上で、協議により、これを変更することができるものとする。

### 第 4 条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の乙の株主（甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計数に 136.4 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株に

つき、甲の普通株式 136.4 株を割り当てる。

3. 本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲において株式分割、株式無償割当て、株式併合その他本条に定める割当比率の調整を要する事由が生じた場合には、甲及び乙は、松本祐輝及び佐野亮太郎と協議の上、当該事由の内容に応じて、前二項に定める甲の普通株式の数及び割当比率を公正かつ合理的に調整するものとする。

#### 第 5 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

#### 第 6 条（株主総会における承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の定めに基づき、本契約についての株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の定めに基づき、本契約についての株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う。

#### 第 7 条（善管注意義務）

乙は、本契約締結から効力発生日までの間、本契約又は甲、松本祐輝及び佐野亮太郎の間で締結された 2026 年 10 月 29 日付株式譲渡契約書（以下「本件株式譲渡契約」という。）に明示的に定める場合を除き、善良なる管理者の注意をもって、本契約締結日以前と実質的に同一かつ通常の業務の範囲内において、自らの業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとする。

#### 第 8 条（重大行為の禁止）

乙は、本契約締結から効力発生日までの間、本契約に明示的に定める場合を除き、甲の書面による事前承諾なくして、以下の各号に掲げる行為、及び本契約締結日以前と実質的に同一ではなく又は通常の業務の範囲外の行為をしないものとする。

- (1) 定款の変更
- (2) 就業規則その他重要な社内規程の制定、変更又は廃止
- (3) 株式、新株予約権、新株予約権付社債その他乙の株式を取得できる証券又は権利の発行、処分又は付与（自己株式の発行、処分又は消却も含む。）
- (4) 乙の株式の譲渡承認（本件株式譲渡契約に基づく株式の譲渡承認は除く。）
- (5) 組織変更、合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継、新設分割、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受、事業の全部又は一部の賃貸、他の株式会社の発行済株式の全部又は一部の譲受、経営の委任その他これらに準ずる行為

- (6) 自己株式の買受その他一切の取得、株式分割、株式若しくは新株予約権の無償割当て、株式併合又は単元株の設定
- (7) 剰余金の配当
- (8) 資本金の額の減少、準備金の額の減少、会社法第 450 条に定める資本金の額の増加、会社法第 451 条に定める準備金の額の増加、又は会社法第 452 条に定める剰余金の処分
- (9) 貸付
- (10) 社債の発行、借入、保証その他これに準じる債務負担行為
- (11) 重要な資産の取得、売却、賃貸、賃借、担保設定その他の処分
- (12) 重要な契約等の締結、変更又は解除その他の終了
- (13) 通常の業務の範囲を超える売掛債権及び買掛債権の支払サイトの変更その他の取引条件の変更
- (14) 役員、従業員の賃金又は報酬の増額その他変更、退職金、退職慰労金の支給決定又は支払い、福利厚生制度の開始、又は条件の修正若しくは変更
- (15) 解散、清算又は法的倒産手続の開始の申立て
- (16) 訴訟等の提起及び手続の開始、並びに訴訟等に関する重要な方針の決定
- (17) 事業計画若しくは予算の決定又は決定された事業計画若しくは予算の変更
- (18) 新規事業の開始、既存事業の縮小又は撤退
- (19) 資本提携又は業務提携
- (20) 事業所及び支店の開設、変更又は廃止
- (21) 役員又は重要な使用人の選任又は解任
- (22) 会計方針の変更

## 第 9 条（補償）

甲及び乙は、本契約に違反し又は故意若しくは重過失により、相手方に損害、損失、費用等（以下「損害等」という。）が生じた場合、相手方に対し、当該損害等を賠償、補填又は補償する責任を負うものとする。

## 第 10 条（本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日までの間、相手方が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約上の権利の行使又は義務の履行について背信行為又は重大な過失があった場合
- (2) 支払いの停止があった場合、仮差押、差押若しくは競売の申立てを受けた場合、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申

立があった場合

- (3) 手形が不渡りとなり又は電子交換所からの取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が生じた場合

#### 第 11 条（本株式交換の中止）

甲及び乙は、効力発生日以前において、次の各号に掲げる事由が生じた場合、本株式交換を中止するものとする。

- (1) 会社法第 796 条第 3 項の定めにより、本契約について甲の株主総会の承認が必要となったとき
- (2) 第 10 条（本契約の解除）及び第 15 条（反社会的勢力の排除）の定めにより、本契約が解除となったとき
- (3) 本件株式譲渡契約に基づく株式譲渡が実行されなかったとき

#### 第 12 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号に掲げる場合、その効力を失う。

- (1) 第 10 条（本契約の解除）及び第 15 条（反社会的勢力の排除）の定めにより、本契約が解除となったとき
- (2) 第 11 条（本株式交換の中止）により、本株式交換が中止となったとき

#### 第 13 条（秘密保持）

- 1. 甲及び乙は、本契約締結日から 3 年間、以下の各号に規定する情報を除き、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約の交渉過程に関する情報、本契約の交渉及び履行の過程において相手方から秘密情報として受領した情報、本契約締結の事実及び本契約の内容並びに本株式交換その他本契約に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、本契約の目的達成のため以外に使用せず、第三者に開示してはならない。
  - (1) 開示を受けた時点で、受領者が既に保有していた情報
  - (2) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
  - (3) 開示を受けた後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
  - (4) 受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
  - (5) 受領者が正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく開示を受けた情報
- 2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約の目的達成のため合理的に必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びコンサルタントその他の専門家に対し、秘密保持義務を課した上で秘密情報を開示することができる。
- 3. 第 1 項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令等又は司法・行政機関等の判断等に基づ

き開示が要求された場合、かかる要求に応じるために必要な範囲で、秘密情報を開示することができる。ただし、この場合、秘密情報を開示した当事者は、相手方に対し、速やかに当該事実を通知するものとする。

#### 第14条（公表）

甲及び乙は、本契約及び本株式交換の存在及び内容を、相手方の事前の承諾なく公表しないものとし、プレスリリースその他の公表の内容、時期及び方法については、別途協議の上決定するものとする。

#### 第15条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても確約する。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - (7) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力であること。
  - (8) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものであること。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、相手方が前項に違反した場合、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
3. 前項により本契約が解除された場合、解除された者は解除した者に対し、その損害を賠償する責任を負い、解除した者は解除された者に対し、その損害を賠償する責任を負わない。

#### 第16条（完全合意）

本契約は、本株式交換その他本契約における対象事項に関する当事者間の最終的かつ完全な合意を構成するものであり、かかる対象事項に関する本契約締結日までの当事者間の一切の契約、合意、約定その他の取決め等は、書面によるか口頭によるかを問わず、本契約

に別段の定めある場合を除き、本契約の締結をもって失効する。

#### **第 17 条（準拠法及び裁判管轄）**

本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、本契約に起因し又はこれに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 18 条（誠実協議）**

甲及び乙は、本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議して解決する。

#### **第 19 条（本割当対象株主の同意）**

甲及び乙は、松本祐輝及び佐野亮太郎の書面による事前の同意を得ることなく、本契約を変更し、若しくは合意により解約し、又は本株式交換を中止しないものとする。ただし、第 11 条各号に掲げる事由が生じた場合はこの限りでない。

以上の合意を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 10 月 29 日

甲 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号  
横浜ランドマークタワー18 階  
ジャパニクス株式会社  
代表取締役会長兼社長 西川 三郎

乙 東京都中央区築地 2-11-10  
築地中央ビル 6 階  
株式会社 dotsline  
代表取締役社長 松本 祐輝

dotsline の株主に対してその株式に代えて交付する当社の株式の数  
又はその数の算定方法の定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に係る割当内容

|                 | 当社<br>(株式交換完全親会社) | dotsline<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------------|-------------------|-------------------------|
| 本株式交換に係る割当比率    | 1                 | 136.40                  |
| 本株式交換により交付する株式数 | 当社普通株式：80,203 株   |                         |

(注 1) 株式の割当比率

dotsline の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 136.40 株を割当交付いたします。

(注 2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により dotsline の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における dotsline の株主に対し、その保有する dotsline の普通株式に代えて、本株式交換の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に基づいて算出した当社株式を割当交付いたします。当社は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び dotsline から独立した第三者算定機関であるファイブ・スター・パートナーズ株式会社（以下「ファイブ・スター・パートナーズ」といいます。）に当社及び dotsline の株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼しました。当社は、本株式交換比率について、下記（2）②「算定の概要」に記載のファイブ・スター・パートナーズが算定した株式交換比率レンジの範囲内であることから、妥当な水準であり、また、ファイブ・スター・パートナーズによる dotsline の株式価値の算定結果を参考に、dotsline の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び両社との関係

当社は、本株式交換の株式交換比率の算定について、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び dotsline から独立した第三者算定機関であるファイブ・スター・パートナーズに依頼をし、2026 年 10 月 28 日付で、当社及び dotsline の株式価値に関する算定書を取得しました。なお、ファイブ・スター・パートナーズは当社及び dotsline の関連当事者には該当せず、当社及び dotsline との間で重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

ファイブ・スター・パートナーズは、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために 2026 年 10 月 28 日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の各期間の株価終値の平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の 1 株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

| 算定手法  | 算定結果（円）     |
|-------|-------------|
| 市場株価法 | 1,985～2,003 |

dotsline の株式価値については、非上場会社であり市場株価が存在しないこと、将来清算する予定はない継続企業であること、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）を採用いたしました。なお、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。ファイブ・スター・パートナーズが上記手法により算定した dotsline 普通株式の 1 株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

| 算定手法  | 算定結果（円）         |
|-------|-----------------|
| DCF 法 | 236,757～304,909 |

上記より当社の普通株式 1 株あたりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

| 算定結果          |
|---------------|
| 119.29～153.63 |

なお、ファイブ・スター・パートナーズは、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴収した結果及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用しております。また、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであること、**dotsline**の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、及び**dotsline**の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測との判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等

# 貸 借 対 照 表

令和 7 年 10 月 31 日 現在

株式会社dotsline

| 科 目           | 金 額                | 科 目            | 金 額                |
|---------------|--------------------|----------------|--------------------|
| <b>【資産の部】</b> |                    | <b>【負債の部】</b>  |                    |
| <b>流動資産</b>   |                    | <b>流動負債</b>    |                    |
| 現金及び預金        |                    | 短期借入金          | 3,840,000          |
| 預金            |                    | 未払金            | 26,829,443         |
| 普通預金          | 65,209,791         | 未払法人税等         | 16,687,200         |
| 受取手形及び売掛金     | 33,594,000         | 預り金            | 1,019,662          |
| 前払費用          | 2,045,032          | 通常の取引に関連して発生する |                    |
| <b>流動資産合計</b> | <b>100,848,823</b> | 未払消費税等         | 4,383,500          |
| <b>固定資産</b>   |                    | <b>流動負債合計</b>  | <b>52,759,805</b>  |
| 有形固定資産        |                    | <b>固定負債</b>    |                    |
| 車両運搬具         | 9,054,546          | 長期借入金          | 25,280,000         |
| 減価償却累計額       | △2,013,127         | <b>固定負債合計</b>  | <b>25,280,000</b>  |
| 工具、器具及び備品     | 4,020,789          | <b>負債合計</b>    | <b>78,039,805</b>  |
| 減価償却累計額       | △3,523,605         |                |                    |
| 有形固定資産合計      | 7,538,603          | <b>【純資産の部】</b> |                    |
| 投資その他の資産      |                    | <b>株主資本</b>    |                    |
| 前各号に掲げられるものの外 |                    | 資本金            | 990,000            |
| 敷金            | 2,641,030          | 利益剰余金          |                    |
| 投資その他の資産合計    | 2,641,030          | その他利益剰余金       |                    |
| <b>固定資産合計</b> | <b>10,179,633</b>  | 繰越利益剰余金        | 31,998,651         |
|               |                    | 利益剰余金合計        | 31,998,651         |
|               |                    | <b>株主資本合計</b>  | <b>32,988,651</b>  |
|               |                    | <b>純資産合計</b>   | <b>32,988,651</b>  |
| <b>資産合計</b>   | <b>111,028,456</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>111,028,456</b> |

## 損 益 計 算 書

自 令和 6年 11月 1日  
至 令和 7年 10月 31日

株式会社dotsline

|              |             |
|--------------|-------------|
| 営業活動による収益    |             |
| 営業収入         |             |
| 営業収入         | 219,052,326 |
| 売上総利益        | 219,052,326 |
| 販売費及び一般管理費   |             |
| 広告宣伝費        | 5,383,236   |
| 役員報酬         | 20,000,000  |
| 役員賞与         | 228,418     |
| 給料手当         | 4,757,810   |
| 福利厚生費        | 303,184     |
| 交際費          | 3,058,597   |
| 通信費          | 183,055     |
| 消耗品費         | 5,234,080   |
| 租税公課         | 204,744     |
| 減価償却費        | 5,493,500   |
| 保険料          | 2,839,890   |
| 法定福利費        | 2,532,772   |
| 支払報酬         | 3,404,882   |
| 研修費          | 66,566      |
| 採用費          | 550,000     |
| 外注費          | 105,708,657 |
| 支払手数料        | 2,225,591   |
| 地代家賃         | 2,209,211   |
| 運賃及び荷造費      | 281,800     |
| 寄付金          | 1,000,000   |
| 水道光熱費        | 84,473      |
| 会議費          | 6,141,170   |
| 諸会費          | 5,900       |
| 図書費          | 66,256      |
| 旅費及び交通費      | 3,041,826   |
| 販売費及び一般管理費合計 | 175,005,618 |
| 営業利益         | 44,046,708  |
| 営業外収益        |             |
| 受取利息         | 34,937      |
| 雑収入          | 4,035,243   |
| 営業外収益合計      | 4,070,180   |
| 営業外費用        |             |
| 支払利息         | 145,253     |
| 雑損失          | 143,558     |
| 営業外費用合計      | 288,811     |
| 経常利益         | 47,828,077  |
| 税引前当期純利益     | 47,828,077  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 16,687,200  |
| 当期純利益        | 31,140,877  |

